

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 5 月 28 日（火）第2909号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額の一部改正（※）
（総務事務センター取扱い） 1
- 保安林の指定（2件）
（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定の解除
（森づくり推進課取扱い） 2
- 県営土地改良事業に係る換地処分（2件）
（農地整備課取扱い） 3
- 公 告
- 落札者等の公告
（情報政策課取扱い） 3
- 大規模小売店舗の新設に関する公告
（商工政策課取扱い） 3
- 一般競争入札公告
（会計課取扱い） 4
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 6
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示
（生活環境課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第640号

平成4年6月26日鹿児島県告示第1274号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額）の一部を次のように改正し、平成25年5月28日から施行する。

なお、改正後の告示の表25歳以上30歳未満の項から50歳以上55歳未満の項まで（いずれも最高限度額の部分に限る。）の規定並びに同表55歳以上60歳未満の項及び60歳以上65歳未満の項の規定は、平成25年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成25年5月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,503円	12,935円
20歳以上25歳未満	5,007円	12,935円
25歳以上30歳未満	5,618円	13,634円
30歳以上35歳未満	6,112円	16,130円
35歳以上40歳未満	6,527円	18,535円
40歳以上45歳未満	6,741円	21,911円
45歳以上50歳未満	6,861円	24,455円

50歳以上55歳未満	6,479円	24,995円
55歳以上60歳未満	5,811円	23,171円
60歳以上65歳未満	4,683円	19,816円
65歳以上70歳未満	3,950円	14,376円
70歳以上	3,950円	12,935円

鹿児島県告示第641号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年 5 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
いちき串木野市薩摩山3284番1（次の図に示す部分に限る。）、3284番2、3284番3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第642号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年 5 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市稲荷町251番45、坂元町1613番1、1615番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第643号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年 5 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
熊毛郡屋久島町平内字大山460番10, 460番11, 460番23, 460番24
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備鈴岳地区第3換地区の換地計画に係る換地処分を、平成25年5月15日に行った。
平成25年5月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備鈴岳地区第4換地区の換地計画に係る換地処分を、平成25年5月15日に行った。
平成25年5月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年5月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子計算組織の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県企画部情報政策課システム管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
92,847,132円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成25年5月28日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大

規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年 5 月 28 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年 5 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）アクロスプラザ南栄
鹿児島市南栄一丁目11番 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸
東京都大東区上野七丁目14番 4 号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治
東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号ミッドタウン・タワー
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年 1 月 16 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,268平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 154台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第 1 駐輪場 A 棟北西側 20台
第 2 駐輪場 A 棟北東側 16台
第 3 駐輪場 B 棟西側 22台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設 1 A 棟南側 60平方メートル
荷さばき施設 2 A 棟南側 60平方メートル
荷さばき施設 3 B 棟東側 60平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等保管施設 1 A 棟南側 12立方メートル
廃棄物等保管施設 2 B 棟東側 10立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前10時（ただし、年間 2 日間は午前 6 時とする。）
イ 閉店時刻 午後 8 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分から午後 8 時30分まで（ただし、年間 2 日間は午前 5 時30分から午後 8 時30分までとする。）
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2 箇所 建物敷地西側及び北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 8 時まで
- 7 届出年月日
平成25年 5 月 15 日

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年 5 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
電子収納システム用サーバ等機器の保守業務委託
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成25年 8 月 1 日から平成26年 3 月31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
ケ アからケまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年 7 月16日午前10時30分
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 8 階）8 - 出 - 1 会議室
- (3) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
㊦ 交付場所 鹿児島県出納局会計課出納管理係

(イ) 交付期限 平成25年 6 月 11 日午後 5 時 15 分

4 契約条項を示す場所及び期限

3 の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局会計課出納管理係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3775

ファックス番号 099-286-5639

選挙管理委員会告示

平成24年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 5 月 28 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 の表62の項中「独立行政法人国立病院機構指宿病院」を「独立行政法人国立病院機構指宿医療センター」に改め、同表120の項中「曾於郡医師会立病院」を「曾於医師会立病院」に改め、同表218の項中「曾於郡医師会立有明病院」を「曾於医師会立有明病院」に改め、同表232の項中「曾於郡医師会立介護老人保健施設ありあけ苑」を「曾於医師会立介護老人保健施設ありあけ苑」に改め、同表303の項を削る。

2 の表47の項を削り、同表に次のように加える。

206	しあわせの杜ケアレジデンスおはな	始良市加治木町反土2156-5
-----	------------------	-----------------

3 の表18の項中「社会福祉法人大一会身体障害者療護施設星空の里」を「障害者支援施設星空の里」に改める。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第53号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年 5 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R A 新清流物語 A S A	株式会社サンスリー	3P0188
ぱちんこ遊技機	C R 装甲騎兵ボトムズ X L A	株式会社サンスリー	3P0296
ぱちんこ遊技機	C R A ビッグシューター X	株式会社アムテックス	3P0220
回胴式遊技機	キューピー C X	株式会社オーイズミ	3S0228
回胴式遊技機	パチスロ A K B 48 P	京楽産業、株式会社	3S0240
回胴式遊技機	カイジ 3 S	株式会社銀座	3S0271